

契約事務取扱細則第40条に基づく随意契約に係る情報の公表

工事の名称、場所、期間、種別 又は物品等・役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円) (落札金額)(円)	落札率 (%)	公益法人の場合			再就職の 役員の数 (人)	調達機 関番号	所在地 番号	品目分 類番号	公告を行った日	備 考
								公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数						
携帯型軟性内視鏡調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和3年2月1日	株イノメディクス 東京都文京区小石川4-17-15	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,507,000	-			-						
空気清浄機(5台)調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和3年2月1日	ワタキューセイモア㈱ 東京都港区芝浦4-16-36	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,540,000	-			-						
輸液ポンプ(6台)調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和3年2月1日	株イノメディクス 東京都文京区小石川4-17-15	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,504,800	-			-						
解析付心電計調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和3年1月29日	株イノメディクス 東京都文京区小石川4-17-15	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,589,730	-			-						
心電・呼吸・SpO2送信機(4台)調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和3年1月29日	株イノメディクス 東京都文京区小石川4-17-15	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,375,400	-			-						
MRI装置用液化ヘリウムの購入	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和3年1月27日	東海産業㈱ 千葉県市川市塩浜2-17	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,265,000	-			-						
解析付心電計調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和3年1月25日	株イノメディクス 東京都文京区小石川4-17-15	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,585,000	-			-						
ネーザルハイフロー式(2台)調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和3年1月15日	株イノメディクス 東京都文京区小石川4-17-15	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,210,000	-			-						
ディスプレイバルブ粉砕機調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和3年1月15日	株イノメディクス 東京都文京区小石川4-17-15	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,589,400	-			-						
空気清浄機(5台)調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和2年12月28日	ワタキューセイモア㈱ 東京都港区芝浦4-16-36	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,540,000	-			-						
空気清浄機(5台)調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和2年12月16日	ミドリ安全㈱ 東京都渋谷区広尾5-4-3	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,368,400	-			-						
非接触型顔認証検温機(4台)調達	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和2年12月16日	株バーンナウト 東京都世田谷区深沢8-5-16	当機構の定める随意契約の限度額を下回るため(会計規程第52条第5項)	-	1,368,400	-			-						
法律顧問契約	院長 関根 信夫 東京新宿メディカルセンター 東京都新宿区津久戸町5-1	令和2年8月1日	藤田法律事務所 東京都新宿区新宿1-27-2	高度な知識・経験等、いわば知的財産の観点からの選考が必要であり、競争契約には馴染まないため(会計規程第52条第4項)	-	1,200,000	-			-						